

期 間 入 札 の 公 告

令和 8 年 9 月 28 日

東京地方裁判所立川支部民事第 4 部

裁判所書記官 小 林 裕 子

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8 年 10 月 14 日 午前 9 時 00 分から 令和 8 年 10 月 21 日 午後 5 時 00 分まで
開札期日	日 時 令和 8 年 10 月 27 日 午前 10 時 00 分 場 所 東京地方裁判所立川支部売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8 年 11 月 11 日 午前 11 時 00 分 場 所 東京地方裁判所立川支部民事第 4 部
特別売却 実施期間	令和 8 年 10 月 28 日 午前 10 時 00 分から 令和 8 年 10 月 30 日 午後 5 時 00 分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書 (2) 銀行または損害保険会社の支払保証委託契約締結証明書
買受申出の資格の 制限 (民事執行規 則 33 条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8 年 9 月 28 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	



物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和 8 年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1～3	12,880,000 10,304,000	一括	2,576,000	75,514	17,147
1	2,380,000				
2	10,000				
3	10,490,000				
					</



物 件 目 録

1 所 在 武蔵村山市中原三丁目
地 番 20 番 32
地 目 宅地
地 積 110.11 平方メートル

所有者 A

2 所 在 武蔵村山市中原三丁目
地 番 20 番 28
地 目 雑種地
地 積 0.91 平方メートル

共有者 A 持分 6 分の 1

3 所 在 武蔵村山市中原三丁目 20 番地 32
家屋 番号 20 番 32
種 類 居宅
構 造 木造スレートぶき 2 階建
床 面 積 1 階 43.74 平方メートル
2 階 43.74 平方メートル

所有者 A



物 件 明 細 書

令和 8年 7月14日

東京地方裁判所立川支部民事第4部

裁判所書記官 板 垣 正 之

1 不動産の表示

【物件番号1～3】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1～3】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

本共有者らが占有している。

【物件番号3】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号2】

本件土地は共有持分についての売却であり、買受人は、当該物件を当然に使用収益できるとは限らない。

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります。）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調



査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。

- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。このほか、B I Tシステムの「お知らせ」メニュー内の各裁判所にある「競売ファイル・競売手続説明書」にも登載されています。



物 件 目 録

- 1 所 在 武蔵村山市中原三丁目
地 番 20 番 32
地 目 宅地
地 積 110.11 平方メートル

所有者 A

- 2 所 在 武蔵村山市中原三丁目
地 番 20 番 28
地 目 雑種地
地 積 0.91 平方メートル

共有者 A 持分 6 分の 1

- 3 所 在 武蔵村山市中原三丁目 20 番地 32
家屋 番号 20 番 32
種 類 居宅
構 造 木造スレートぶき 2 階建
床 面 積 1 階 43.74 平方メートル
2 階 43.74 平方メートル

所有者 A



令和8年（ケ）第99号
令和8年5月29日受理
令和 8. 7. 月8 日提出
（評価人：大和田公一）

現 況 調 査 報 告 書

東京地方裁判所立川支部
執行官 佐 治 憲 彦

物 件 目 録

1 所 在 武蔵村山市中原三丁目
地 番 20 番 32
地 目 宅地
地 積 110.11 平方メートル

所有者 A

2 所 在 武蔵村山市中原三丁目
地 番 20 番 28
地 目 雑種地
地 積 0.91 平方メートル

共有者 A 持分 6 分の 1

3 所 在 武蔵村山市中原三丁目 20 番地 32
家屋 番号 20 番 32
種 類 居宅
構 造 木造スレートぶき 2 階建
床 面 積 1 階 43.74 平方メートル
2 階 43.74 平方メートル

所有者 A

不 動 産 の 表 示	「物件目録」のとおり		
住 居 表 示	東京都武蔵村山市中原三丁目20番地の32（住居表示未実施）		
土 地	物件1,2		
現 況 地 目	■宅地（物件1） □公衆用道路（物件 ） ■雑種地（物件2）		
形 状	□公図のとおり □地積測量図のとおり □建物図面（各階平面図）のとおり ■土地建物位置関係図のとおり □		
占 有 者 及 び 占 有 状 況	■土地所有者A □その他の者 上記の者が物件1の土地上に下記建物を所有し、占有している □「占有者及び占有権原」のとおり ■土地共有者A が物件2の土地（持分6分の1）を雑種地に提供している		
下記以外の建物 （目的外建物）	■ない □ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）		
そ の 他 の 事 項			
建 物	物件3		
種類、構造及び 床面積の概略	■公簿上の記載とほぼ同一である □公簿上の記載と次の点異なる（□主たる建物 □附属建物） □種 類： □構 造： □床面積：		
物件目録にない 附 属 建 物	■ない □ある — 種 類： 構 造： 床面積：		
占 有 者 及 び 占 有 状 況	■建物所有者A □その他の者 上記の者が本建物を 居宅（空室） として使用している □「占有者及び占有権原」のとおり		
上記以外の敷地 （目的外土地）	■ない □ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）		
そ の 他 の 事 項			
執 行 官 保 管 の 仮 処 分	■ない □ある [地方裁判所 支部 令和 年（ ）第 号 保管開始日 令和 年 月 日		
土地建物の位置関係	□建物図面（各階平面図）のとおり ■土地建物位置関係図のとおり		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

執行官の意見

- 1 本物件の状況は、土地建物位置関係図、建物間取図及び添付写真のとおりである。
- 2 本件建物は、令和8年6月26日の調査期日において、室内に立ち入ったところ、相当量の残置動産が存在したが、生活感はなく、居住者の存在を推認させる徴表は確認できなかった。
- 3 本件建物の占有状況については、表札、ライフライン調査結果、公共料金関係書類の存在及び現場の使用状況から、2枚目のとおり報告する。

以 上

調 査 の 経 過		
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
令和8年6月2日 12:10-12:20	物件所在地	☒ 物件確認 ☒ 物件調査 ☒ 占有調査 ☒ 外観写真撮影 ☐ 立入調査 ☐ 図面作成 ☐ 写真撮影 ☒ 居住者に対し、臨場日時通知書差置
令和8年6月4日 9:00-9:05	東京法務局西多摩支局	☒ 不動産全部事項証明書取得
令和8年6月26日 9:54-10:21	物件所在地	☒ 立入調査 ☒ 物件調査 ☒ 占有調査 ☒ 写真撮影 ☒ 図面作成 ☒ 評価人同行
令和8年6月30日 : - :	当庁(郵便)	☒ ライフライン調査(水道)
年 月 日 () : - :		
年 月 日 () : - :		
年 月 日 () : - :		

(特記事項)

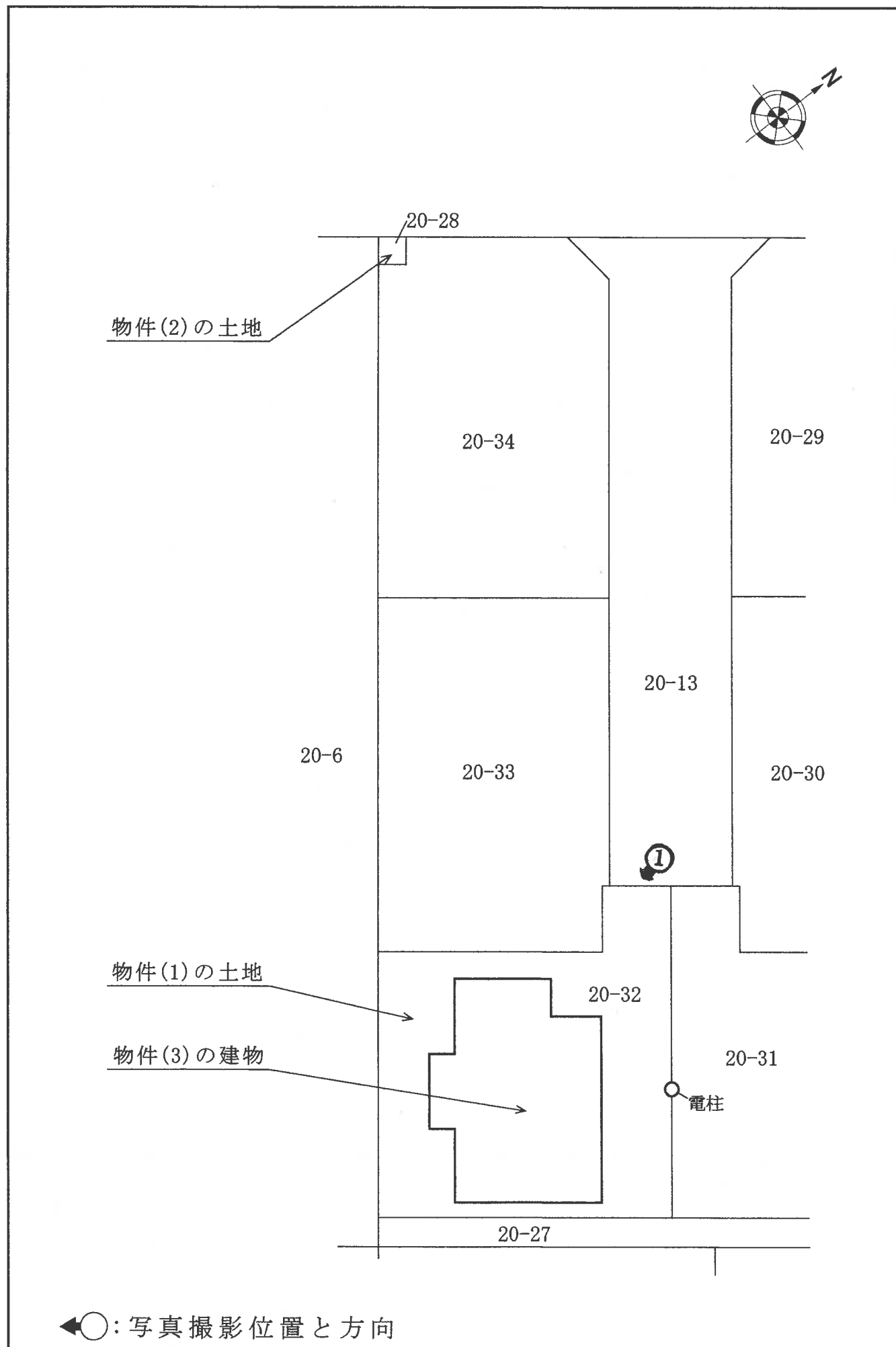
☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。

☒ 令和8年6月26日
目的物件は不在で施錠されていたので、立会人 B を立ち会わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。

☐ 令和 年 月 日
休日・夜間執行許可の提示をした。

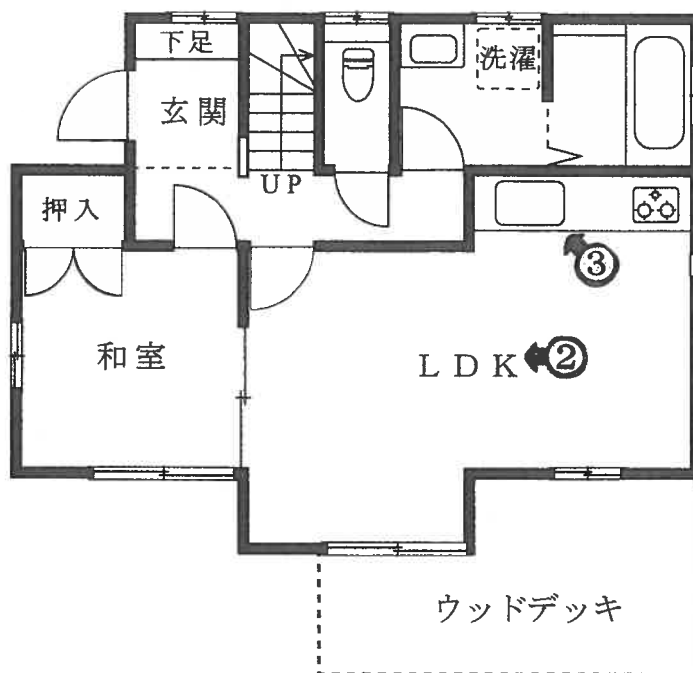
☒ 写真 3枚添付

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり

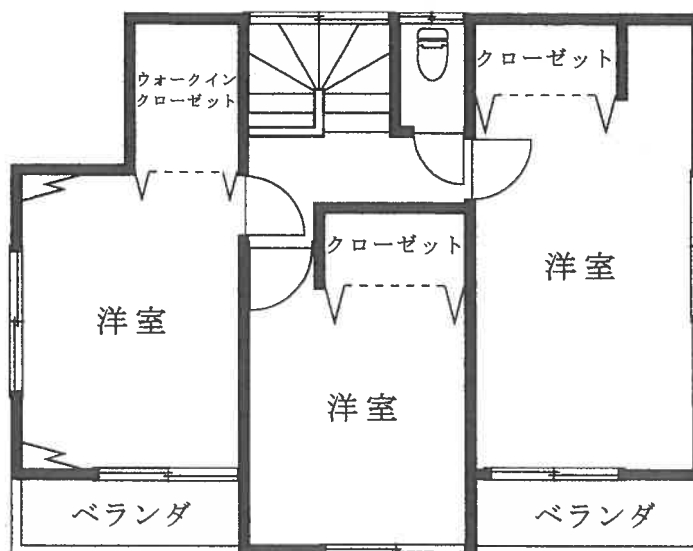




1 階



2 階



◀○: 写真撮影位置と方向

1



2



3



(7 枚目)

令和8年（ケ）第99号
令和8年6月26日現地調査
令和8年7月 8日評 価

東京地方裁判所立川支部
民事第4部不動産執行係 御中

評 価 書

評 価 人 大 和 田 公 一

第1 評価額

一 括 価 格	
金 12,880,000円	
内 訳 価 格	
物件1（土地）	金 2,380,000円
物件2（土地）	金 10,000円
物件3（建物）	金 10,490,000円

- 1 一括価格は、物件1乃至物件3の各不動産について、一括売却（民事執行法第61条本文）を行うことを前提とした場合の合計価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は、物件3のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件3の内訳価格は、当該土地利用権等付建物としての価格である。
- 4 物件2の内訳価格は、雑種地（未利用地）の持分価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較して競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続きをとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法第58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所 在 等	登 記	現 況
1	次頁物件目録記載のとおり		同 左
2	次頁物件目録記載のとおり		同 左
3	次頁物件目録記載のとおり		同 左
番号	特 記 事 項		
	特になし		

物 件 目 録

1 所 在 武蔵村山市中原三丁目
 地 番 20 番 32
 地 目 宅地
 地 積 110.11 平方メートル

所有者 A

2 所 在 武蔵村山市中原三丁目
 地 番 20 番 28
 地 目 雑種地
 地 積 0.91 平方メートル

共有者 A 持分 6 分の 1

3 所 在 武蔵村山市中原三丁目 20 番地 32
 家屋 番号 20 番 32
 種 類 居宅
 構 造 木造スレートぶき 2 階建
 床 面 積 1 階 43.74 平方メートル
 2 階 43.74 平方メートル

所有者 A

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1及び物件2）

位 置 ・ 交 通	西武拝島線「西武立川」駅の北西方約5,100m（道路距離、以下同じ）、JR八高線「箱根ヶ崎」駅の南東方約2,300m、最寄りバス停まで徒歩約7分に位置する（附属資料「位置図」参照）。	
付 近 の 状 況	近隣は、中小規模の戸建住宅のほかに、アパート、駐車場、農地等が見られる住宅地域である。瑞穂町との市町境に位置し、地域の西方の瑞穂町側には大型ホームセンターや事業所等が存する。 ホームセンター、郵便局、診療所は徒歩10分圏内に存する。また、小・中学校、図書館等の公共施設は徒歩15～20分圏内に存する。	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 (道路の幅員等の 個別的な規制を考 慮しない一般的な 規制)	都市計画区分 用 途 地 域 建 蔽 率 容 積 率 防 火 規 制 その他の規制	市街化区域 第1種低層住居専用地域 40% 80% 防火指定なし（法第22条区域） 第1種高度地区、高さの最高限度10m、日影規制（一） 東京都建築安全条例、東京都景観条例（一般地域） 宅地造成等工事規制区域、航空法（ゾーンE・水平表面）
画 地 の 状 況	地 積 形 状 間 口 ・ 奥 行 地 勢 そ の 他	〔物件1土地〕・・・宅地 110.11㎡（登記地積）※地積測量図が存する 不整形（旗竿地） 間口2.25m・奥行約12m 路地状部分の幅約2.5m、長さ約2.5m ※路地状部分を含む土地であるため、再建築の際には、 東京都建築安全条例のうち、主に第3条、第3条の2の 制限がかかる。 ほぼ平坦 敷地の北西側に駐車スペースがある。但し、間口が狭いため、車種は限定される。
	地 積 形 状 間 口 ・ 奥 行 地 勢 そ の 他	〔物件2土地〕・・・雑種地 0.91㎡（登記地積）※地積測量図が存する。 持分6分1（登記記載） 長方形 間口0.9m、奥行1.0m ほぼ平坦 宅地開発の際にゴミ置場として設置されたものとみられるが、武蔵村山市のゴミ収集は戸別収集に切り替わっており、現在は利用されていない。

接面道路の状況等	物 件 1 土 地	北西側で幅員約4.5mの行止まり舗装道路※と等高に接面する中間画地。 ※ 武蔵村山市が所有・管理する認定外道路で、建築基準法上は第42条1項2号
	物 件 2 土 地	北西側で幅員約12mの舗装道路※と等高に接面する中間画地。 ※ 瑞穂町殿ヶ谷土地区画整理事業による区画街路であり、建築基準法上は第42条1項4号
土 地 の 利 用 状 況 等	・ 物件1土地は、物件3建物の敷地として利用されている。 ・ 物件2土地（持分）は、雑種地（未利用地）として開発区域の南西側に位置する。 ・ 建物の配置は、附属資料「建物図面・各階平面図写」のとおり。	
供 給 処 理 施 設 (基本的には敷地内への引き込みの有無を基準としている)	上 水 道 都 市 ガ ス 下 水 道	あり あり あり
土 地 の 履 歴 等	過去の住宅地図（平成21年版、平成9年版、昭和55年版）、及び昭和49年、昭和36年の航空写真によると、いずれの年代も物件1及び2土地には建物が存しておらず、宅地造成前は農地等であったものと推察される。 閉鎖登記簿による地歴調査では、元番の土地（地番20番13）を昭和45年に大手法人が売買により取得、昭和54年に交換により個人に所有権が移転し、相続を経て、平成22年に不動産業者が同土地を取得、その後、宅地開発が行われ、現在に至る。	
特 記 事 項	① 物件1及び2土地は開発許可を受けて宅地造成された開発区域内にあり、検査済証の発行記録がある。 ② 物件1及び2土地は、『武蔵村山市浸水ハザードマップ』における浸水想定区域に指定されている。過去の浸水履歴については、武蔵村山市に記録が残る平成14年以降、物件1及び2土地における浸水の報告記録はない。 ③ 地域の西方には横田基地の広大な敷地が広がっており、直線距離で約1km先には滑走路が位置するため、航空機の離着陸時は騒音が認められる。 ④ 令和7年11月27日に「多摩都市モノレール延伸事業」が事業認可され、地域の北方を走る新青梅街道沿いに新駅が設置される計画がある。同事業は、多摩都市モノレールを上北台駅からJR箱根ヶ崎駅方面へ延伸するもので、2030年代半ばの開業を目指して事業が進められている。詳細については、東京都北多摩北部建設事務所道路モノレール工事課に確認を要する。	

2 建物の概況及び利用状況（物件3）

区 分	主である建物	
建 築 時 期 及 び 経 済 的 残 存 耐 用 年 数	建築年月日(登記記載) 経 過 年 数 経済的残存耐用年数	平成23年4月25日新築 約15年 約15年
仕 様	構 造 屋 根 外 壁 内 壁 天 井 床 設 備 そ の 他	木造2階建 スレートぶき サイディング等 クロス貼り等 クロス貼り、合板等 フローリング、畳、CFシート等 台所、洗面台、浴室、トイレ(2)等 ※設備の動作確認は行っていない。 ・2階西側洋室の天井は、一部が勾配天井である。 ・2階西側洋室、及び東側洋室の前にベランダが存する。
床面積（現況）	1 階 2 階 延べ	43.74 m ² 43.74 m ² 87.48 m ²
現 況 用 途 等	現 況 用 途 間 取 り	居宅 4LDK+WIC 〔1階〕和室(1)、LDK、洗面室、浴室、トイレ(1)等 〔2階〕洋室(3)、WIC、トイレ(1)等
品 等	中位	
保守管理の状況	劣る	
建物の利用状況	・建物所有者が本建物を居宅（空家）として使用している。 ・占有減価等の要因はない。	

特 記 事 項	① 物件3建物は、検査済証の発行記録がある。 ② 建物外部は、外壁の一部や給湯器にはツタ類が絡んでいるほか、庭には私物やフェンス等が散在しており荒れた状態であった。また、屋根の劣化が観察された。 ③ 室内は、家財道具や私物が多いため、床や内装の状態を詳しく観察することができなかった部分があるが、確認できた範囲では、床面の塵や埃による汚れ、クロスの汚れ、和室の押入れ扉の損傷等が観察された。また、水廻りについては、台所の水垢や油汚れ、浴室、洗面室、トイレの水垢やカビの付着による汚れが認められた。 ④ 建物所有者が不在であったため、建物や設備の不具合、修繕履歴、雨漏りの有無、ペットの飼育歴等については聴聞できず不明である。したがって、買受け後に不測の費用負担が生じる可能性もあるため留意を要する。
---------	---

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 物件1及び物件2（土地）

目的土地の建付地価格等を次のとおり求めた。

物件 番号	更地価格		地 積 ウ	建付 減価 工	持分 オ	建付地価格等 カ
	標準画地価格 ア	個別格差 イ				
1	107,000円/㎡	× 0.86	× 110.11㎡	× 0.98		= 9,930,000円
2	107,000円/㎡	× 0.05	× 0.91㎡		× $\frac{1}{6}$	= 10,000円

※1 総額(円)については、1万円未満四捨五入とした。ただし、1万円未満の評価額については、すべて1万円とする。(以下同じ)

※2 物件2土地は雑種地(未利用地)であるので、上記の建付地価格を土地価格と読み換える。

ア 標準画地価格 : 下記の規準価格を中心に、その他の価格資料等を斟酌して地域の標準画地の価格を求めた。なお、標準画地は、近隣において、土地の概況(間口、奥行、規模等)及び利用状況等が標準的な中間画地を想定した。

【 公示地 (武蔵村山-11) 】

$$\begin{array}{ccccccc}
 \text{(公示価格)} & & \text{(時点修正)} & & \text{(標準化補正)} & & \text{(地域格差)} & & \text{(規準価格)} \\
 117,000\text{円/㎡} & \times & \frac{101}{100} & \times & \frac{100}{104} & \times & \frac{100}{106} & = & 107,000\text{円/㎡} \\
 & & & & & & & & \text{(上三桁未満四捨五入)}
 \end{array}$$

時 点 修 正 : 令和8年1月1日から評価日までの推定変動率である。

標 準 化 補 正 : 方位(南西) +4% 公示地の標準化補正を考慮(北方位を標準)。

地 域 格 差 : 公示地の所在地域と対象不動産の所在地域を比較して、交通接近条件・街路条件・環境条件・行政的条件等を総合的に考量して判定した。

イ 個 別 格 差 : 下記の個別的要因を考慮して個別格差率を査定した。

〔物件1土地〕 ・ 不整形(旗竿地) -12%

・ 行止まり道路 -2%

※ 旗竿地のため、物件1土地の道路方位による補正は要しない。

相乗積 ($0.88 \times 0.98 \doteq 0.86$)

個別格差 : 0.86

〔物件2土地〕 ・ 現況雑種地(未利用地)としての価値率を、形状・地積狭小等も考慮のうえ、標準画地価格の5%と判定した。

ウ 地 積 : 登記数量による。

エ 建 付 減 価 : 物件1土地は、敷地と建物の適応状態を考慮した結果、-2%と判定した。物件2土地は雑種地(未利用地)であるので必要なし。

オ 持 分 : 登記記載による。

② 物件 3 (建物)

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

物件 番号	再調達原価 ア	現況延床面積 イ	現価率 ウ	建物価格 エ
3	160,000円/㎡	× 87.48㎡	× 0.44	= 6,160,000円

ア 再 調 達 原 価 ： 対象建物の現状の使用資材、施工の程度等を観察し、その仕様の標準的な原価を採用した。

イ 現況延床面積 ： 登記数量による。

ウ 現 価 率 ： 建物の現況を考慮のうえ、残価率、経済的残存耐用年数を下記のとおり判定し、耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して、現価率を求めた。

- ・ 経済的残存耐用年数は、物理的・機能的・経済的観点から建物の現況及び地域的特性の推移・動向等を考慮して査定したもので、税務上の耐用年数とは一致するものではない。
- ・ 観察減価については、建物の経過年数、建物の保守管理の状態、建物の状態（汚れ・損傷等の状況）、中古建物の市場性、建物所有者が不在のため建物や設備の不具合等が不明であること、観察不能部分の不測の減価等を総合的に比較考量して判定した。

残価率	3%
経過年数	約15年
経済的残存耐用年数	約15年
観察減価率	15%

$$\begin{array}{ccccccc}
 \text{残価率} & & \text{耐用年数に基づく方法} & & \text{観察減価} & & \text{現価率} \\
 0.03 & + & (1 - 0.03) & \times & \frac{15\text{年}}{15\text{年} + 15\text{年}} & \times & (1 - 0.15) \div 0.44 \\
 & & & & & & \text{(小数第3位を四捨五入)}
 \end{array}$$

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地（物件1の宅地）については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を決定した。

① 土地利用権等価格

物件 番号	建付地価格 ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 ウ
1	9,930,000円	× 0.7	法定地上権	= 6,950,000円

ア 建 付 地 価 格 : 前記1.①.カ

イ 土地利用権等割合 : 売却により法定地上権が成立するものと解される。法定地上権割合は、近隣における借地権の取引慣行、課税上の割合等を参考に、建物の性質等、地上権としての特性等を勘案して判定した。

② 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる価格 ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 イ	占有減 価修正 ウ	市場性 修正 エ	競売市 場修正 オ	評 価 額
1	9,930,000円	－ 6,950,000円		×1.0	×0.8	= 2,380,000円
2	10,000円			×1.0	×0.8	= 10,000円
3	6,160,000円	＋ 6,950,000円	×1.0	×1.0	×0.8	= 10,490,000円
一括価格（合計）						12,880,000円

ア 基礎となる価格 : 前記1

イ 土地利用権等価格 : 上記2.①.ウ

ウ 占有減価修正 : 必要なし。

エ 市場性修正 : 必要なし。

オ 競売市場修正 : 「第2 評価の条件」欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮して修正を行った。

第6 参考価格資料

[指標とした公示価格等]

【 公示地 (武蔵村山 - 11) 】

価 格 時 点	令和8年1月1日
所 在 ・ 地 番	武蔵村山市中原2丁目10番14
1 m ² 当たりの 価 格	117,000円/m ²
地 積	148m ²
供 給 処 理 施 設	水道、ガス、下水
前 面 道 路 の 状 況	南西5m市道
交通施設との接近状況	「西武立川」駅 4,800m
法 令 上 の 制 限	第1種低層住居専用地域(40, 80)
周辺土地の利用の現況	一般住宅のほかに、アパートも見られる住宅地域

第7 附属資料

- 1 位置図
- 2 公図写
- 3 地積測量図写
- 4 建物図面・各階平面図写

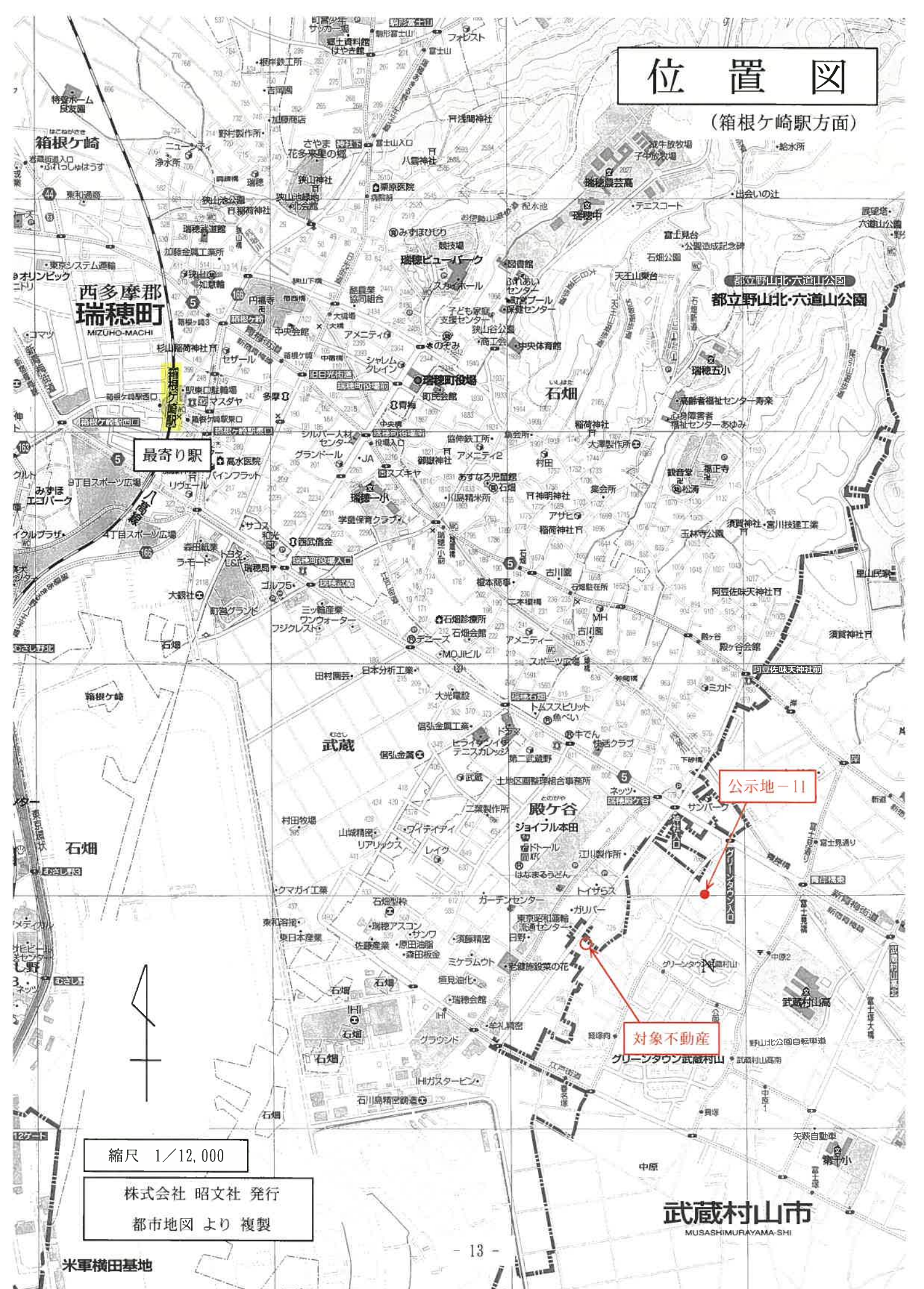
以 上

(西武立川駅方面)



位置図

(箱根ヶ崎駅方面)



縮尺 1/12,000

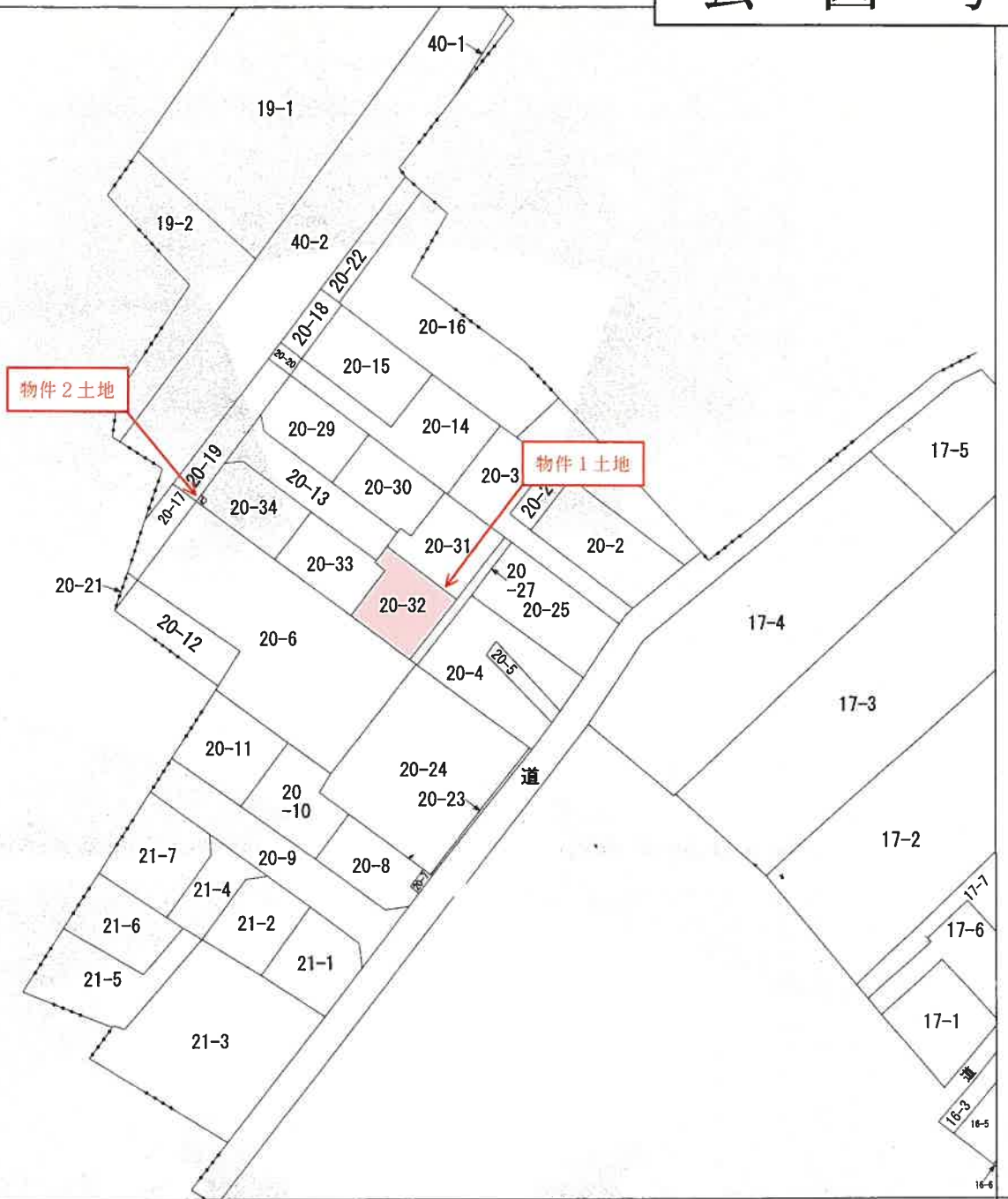
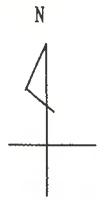
株式会社 昭文社 発行

都市地図 より 複製

米軍横田基地

武蔵村山市

MUSASHIMURAYAMA-SHI



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請求部	所在	武蔵村山市中原三丁目				地番	20番32			
出力縮尺	1/600	精度区分		座標系番号又は記号		分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日					備付年月日(原図)			補記事項		

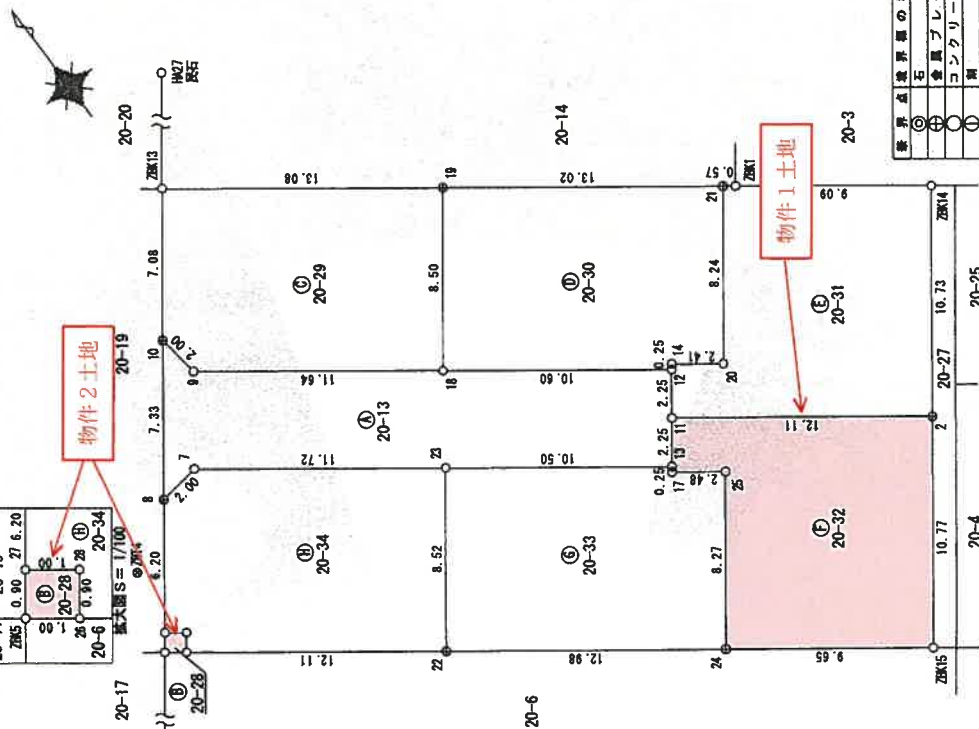
これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和8年6月8日
東京法務局立川出張所
登記官

A 3 を A 4 に縮小

している内容を証明した書面である。

元	250
---	-----



家界点	◎	石	境界線の種類
+	+	金属プレート	柱
○	○	コンクリート杭	
○	○	鋼	印
×	×		傾
○	○	プラスチック板	
△	△	針算点	

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和8年6月8日 東京法務局立川出張所

東京法務局立川出張所

A 3 を A 4 に縮小

請求番号：6-3

面圖
圖面
物階
建各

武蔵村山市中原三丁目20番地32

建物の所在

武蔵村山市中原三丁目20番地32

作者

2023 年 5 月 2 日 (作威)

$$\frac{1}{250}$$

縮尺

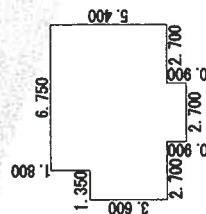
申請人

縮尺

$$\frac{1}{500}$$

(東京土地調査會)編輯

一 趣



結
獲
保

2.700×0.900	$= 2.430000$
8.100×3.600	$= 29.160000$
6.750×1.800	$= 12.150000$
合 計	43.740000
床面積	43.74 m ²

2 題

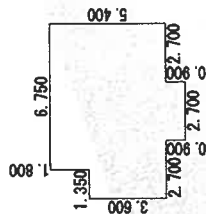


表
續
末

2. 700 × 0. 900	= 2. 430000
8. 100 × 3. 600	= 29. 160000
6. 750 × 1. 800	= 12. 150000
合 計	43. 740000
床面積	43. 74 m ²

物件3建物